

# ひとり親家庭の子育て支援

## (1) 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭などに、児童扶養手当を支給します(所得制限あり)。受給期間は、児童が18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(基準以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)です。

支給額	児童1人の場合 月額44,140円～10,410円(所得による) 第2子は月額10,420円～5,210円、第3子以降については1人につき月額6,250円～3,130円を加算
支払い月	5月、7月、9月、11月、1月、3月(それぞれ前月分まで支給)

お問い合わせ先・申請先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (2) 遺児等手当

義務教育終了前の児童の父母または父母のどちらかが、死亡もしくは一定程度以上の障がいの状態になった場合に、その児童の養育者に遺児等手当を支給します(所得制限あり)。

支給額	月額6,000円
支払い月	7月、11月、3月(それぞれ当月分まで支給)

お問い合わせ先・申請先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (3) 母子家庭・父子家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の児童および養育者の保険診療による医療費等の一部を助成します(所得制限あり)。

対象となる医療費	健康保険が適用された医療費(医科・歯科・調剤等)、入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額
----------	--

受給資格の認定を受けている人が、千葉県内の医療機関等の窓口で医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者または被扶養者であることの確認を受けた上、「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」を提示することで、直接、助成が受けられます。中学3年生までは、「子ども医療費助成受給券」を使用してください。窓口での支払いは、次の通りです。

市町村民税所得割課税世帯	入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料
市町村民税所得割非課税世帯	入院・通院・調剤ともに無料

県外で受診した場合や「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」を提示しなかった場合は、申請により助成を受けることができません(償還払い)。医療費を支払った日の属する月の翌月以降2年以内に、健康保険証、「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」、領収書などを持参して申請してください。

※学校生活中や登下校中の負傷などで、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるときは、母子家庭・父子家庭等医療費助成の対象となりません。

●償還払いの申請は、子育て支援課、下総・大栄支所窓口サービス係で申請できます。なお、「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」の交付は市役所2階の子育て支援課のみ行います。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (4) 母子家庭・父子家庭等児童入学及び就職祝金

児童扶養手当を受給している世帯の児童が高等学校などに入学する場合や、中学校卒業後すぐに就職する場合、申請に基づき祝金を贈ります。

祝金	8,000円
----	--------

お問い合わせ先・申請先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (5) 母子・父子家庭自立支援給付金

### 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等(所得制限あり)

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職し生活を安定させるため、資格の取得を目的に、養成機関で1年以上のカリキュラムを修学する場合、修学中の一定期間、給付金を支給します。(給付金を受けるにはカリキュラム開始前に相談が必要です)

### 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金(所得制限あり)

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職や転職に向けて就労に役立つ技能を身につけるために、教育訓練講座を受講した場合、受講が修了した後に給付金を支給します。(給付金を受けるには講座開始前に相談が必要です)

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金(所得制限あり)

ひとり親家庭の親またはひとり親家庭の児童が高卒認定試験に合格するための講座を受講する場合、受講開始時に受講開始時給付金、受講修了時に受講修了時給付金を支給します。また、高卒認定試験に合格すると合格時給付金を支給します。(給付金を受けるには講座開始前に相談が必要です)

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (6) JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯の人は、JRの通勤定期乗車券の特別割引(3割引)を受けることができます。「特定者資格証明書」および「特定者定期乗車券購入証明書」の交付申請が必要です。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (7) 県営水道料金の一部免除

千葉県水道局から給水を受けている児童扶養手当受給世帯は、水道料金の消費税分の減免を受けられます。

**対象地区** 赤坂、吾妻、加良部、橋賀台、玉造、中台、その他県営水道使用世帯

**取扱窓口** 県水お客様センター(☎0570-001-245)

**お問い合わせ先** 県水お客様センター ☎0570-001-245

## (8) 市営駐輪場使用料の免除

母子家庭の母または父子家庭の父で、現に18歳未満の児童を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の児童は市営駐輪場使用料の免除を受けることができます。申請の際には、証明書類を持参してください。

**お問い合わせ先** 交通防犯課 ☎20-1527・kotsu@city.narita.chiba.jp

## (9) 県営住宅

母子・父子家庭等の特枠世帯は、一般世帯に比べ当選の確率が高くなるよう配慮されています。入居募集は、4月、7月、10月、1月の年4回。申し込みは、各募集月の1～15日です。

**お問い合わせ先** 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部募集課 ☎043-222-9200

**資料の受け取り** 成田市 建築住宅課 ☎20-1564、下総支所☎96-1111、大栄支所☎73-2111

## (10) 貸付

### 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子寡婦世帯に、修学資金、就学支度資金などの貸し付けを行います。

**お問い合わせ先** 印旛保健所(印旛健康福祉センター)地域福祉課 ☎043-483-1120、  
または子育て支援課 ☎20-1538・kodomom@city.narita.chiba.jp

### 交通遺児及び母子家庭等就学資金

交通遺児、母子・父子家庭等で高等学校の生徒を扶養する養育者に、修学資金および入学一時金の貸し付けを行います。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomom@city.narita.chiba.jp

### ひとり親家庭住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方を対象に住居の借上げに必要となる資金の貸し付けを行います(母子・父子自立支援プログラムの策定は子育て支援課で行います)。

**お問い合わせ先** 社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 ☎043-244-2945

**プログラムの策定** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomom@city.narita.chiba.jp

## (11) 母子生活支援施設

18歳未満の児童を養育している母子家庭で、生活上の問題のため児童の養育が十分にできない場合、母子で施設に入所し、生活の支援を受けることができます。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomom@city.narita.chiba.jp

# ママの笑顔はベビーの笑顔です

新生児から  
小学生まで  
対応致します♪

いつもママが笑顔で子育てができますように  
わたしたちがお手伝い致します



Baby & Silver  
SUPPORT

## \*ベビーシッター

- \* 産前産後
- \* マタニティーケア
- \* 病院等の付添い
- \* 家事援助
- \* シルバーケア



Baby & Silver  
SUPPORT

## ベビー&シルバーサポート



**0476-29-0623**

千葉県成田市  
公津の杜1-16-2



090-2413-3062 E-Mail [babyss@amber.plala.or.jp](mailto:babyss@amber.plala.or.jp)

ベビー&シルバーサポート

**子どもがすき、子育ての経験を活かしたい方 募集中!**

詳しくはお電話にてお問い合わせください